

はしがき

1980年代からスタートした中国の改革開放は地球規模の経済再編をもたらした。社会経済情勢の変化に伴い、さまざまな問題が発生し、研究者の自覚としてこれらの問題を直面しなければならない。言うまでもなく、消費者問題はそのなかでもっとも重要な問題の一つである。

1993年に成立した「消費者権益保護法」は消費者保護の「無法時代」に終止符を打ち、中国の消費者保護事業に大きな貢献を果たした。学術においても、消費者法分野の研究が活発となり、これらの研究成果の多くはさまざまな通路で日本に紹介された。故に、中国における消費者法整備の進展状況は日本の学界ならびに実務界にとって決して完全未知の分野ではない。消費者保護に限らず、あらゆる分野において行政主導型が圧倒的多かった「中国特色」は日本社会に伝えられたもっとも深い印象であろう。

一方、消費者法整備の先進国として、日本は早くも1968年に「消費者保護基本法」が策定されたが、長い間に「行政法中心主義」の姿勢が崩れず、消費者を主役とする消費者私法の法整備はあまり進まなかった。かような背景のもとに、数多く先輩の研究者の方々が先駆けに行政主導型消費者保護体制の限界を指摘、「法の実現における私人の役割」を重視し、保護から自立へ、そして「行政法中心主義」から「消費者私法中心主義」への転換を呼びかけた。

こうした考え方は1990年代の後半から次第に主流となり、後に成立した「消費者契約法」および「消費者保護基本法」の抜本的見直しを推し進める大きな力となった。幸運なことで、この壮大な消費者法構造転換の真っ最中に日本で留学生生活を送ってきた。書齋に没頭するのではなく、数多くの講演会や研究会を参加し、身近な体験でその法構造転換の「脈」をとることができた。これらの体験は今日の研究生活を支える大変貴重な財産となっている。

規制緩和という世界的流れの中、日中の共通課題として、私法による消費者の自立を支援する法体制づくりがともに急務となっている。比較法の視角から、中国における消費者私法の歴史・現状・問題を紹介することによって、消費者私法

体系をマクロ的な視座に立ちながら、ミクロ的な考えを深く理解することが本書最大の願いである。

本書は2009年1月に提出した博士学位請求論文の一部を加筆・修正したものである。一橋大学在学中に終始丁寧なご指導をいただいた恩師の松本恒雄教授をはじめ、ならびに温かいご助言・ご協力をいただいた大学院法学研究科先輩・後輩の方々にも心より感謝の意を申し上げる次第である。論文完成時点の制約で、急速に発展している中国の法整備の現状に追いつかないといった客観的事情にもあるが、2009年帰国後に身近に発生した消費者問題を再認識することに伴って、これまで自分自身が消費者法分野における研究・勉学の足りなさを一層痛感した。これらは今後の研究対象であるとともに、研究生生活を支える原動力にもなるはずだと信じている。

なお、本書の編集にあたっては、大学教育出版の佐藤守氏から多くのご協力をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げる。

2011年10月

周 勇兵

消費者私法の比較法的研究

— 日中の比較を通じて —

目 次

第1章 問題の提起	1
第1節 問題意識	1
(1) 消費者保護法制のあり方	1
(2) 消費者保護のあり方	4
(3) 消費者私法の必要性和位置づけ	8
(4) 消費者権利の実現	11
第2節 本書の構成	13
第2章 消費者問題の歴史・現状・課題	16
第1節 消費者問題の発生	16
(1) 中国における消費者問題の歴史	16
(2) 消費者問題の現状	21
第2節 消費者政策の変化	24
(1) 消費者政策の展開	24
(2) 消費者政策の形成と調整	26
第3節 消費者行政の限界	28
(1) 中国における消費者行政の構造	28
(2) 消費者行政の不在	31
(3) 小結	39
第3章 消費者私法の法理	43
第1節 消費者契約の法理	43
(1) 意思表示論と消費者保護	43
(2) 公序良俗と消費者保護	52
(3) 信義則と消費者保護	60
(4) 公平性、合理性原理と消費者保護	66
第2節 不法行為の法理	74
(1) 中国における不法行為論の展開	74
(2) 日本民法における不法行為論	78
(3) 競合法理と実務	80

	(4) 不法行為法と消費者訴訟	82
第3節	いわゆる懲罰的損害賠償と消費者訴訟	84
	(1) 立法背景	84
	(2) 「消費者権益保護法」49条の捉え方	85
	(3) 懲罰的損害賠償の法理	86
	(4) 法49条に対する批判	91
	(5) 「王海現象」をめぐる議論	92
第4章	法制度のアプローチ—中国法を中心に—	103
第1節	民法とその変容	103
	(1) 歴史的展開	103
	(2) 「民法通則」の功績とその限界	106
	(3) 民法と消費者法	109
	(4) 法典化の動き	110
第2節	契約法制度—統一契約法の制定をめぐる議論—	112
	(1) 契約法制度の検討—構造的問題—	112
	(2) 契約法の再構成—立法の動き—	115
	(3) 統一契約法—立法試案の若干考察—	117
	(4) 統一契約法—完成法の考察—	119
	(5) 統一契約法に対する評価	132
	(6) 消費者契約との関わり	139
第3節	特別法からみる消費者私法	147
	(1) 消費者保護の立法	147
	(2) 消費者保護の基本法—「消費者権益保護法」—	148
	(3) 消費者権益保護法改正の動き	150
第5章	消費者権利の実現	158
第1節	集団訴訟と消費者権利の実現	158
	(1) 基本概念の整理	158
	(2) 集団訴訟の実際と問題点	161

第2節	消費者組織と消費者団体訴訟	165
	(1) 消費者組織の役割	165
	(2) 法律援助制度	168
	(3) 日本の消費者団体訴訟制度	168
	(4) 小結	170
第3節	少額訴訟と簡易裁判手続の活用	171
	(1) 簡易裁判手続について	171
	(2) 簡易裁判手続と少額訴訟制度	172
	(3) 日本の少額訴訟制度	174
	(4) 小結	175
第4節	民事抗告制度	176
第5節	消費者公益訴訟	181
	(1) 私訴による公益訴訟	181
	(2) 公訴による公益訴訟	183
第6節	訴訟外解決 (ADR) の活用	185
	(1) 中国における ADR の基本構造	185
	(2) 消費者紛争と ADR	190

第6章 比較法からの示唆 196

第1節	消費者の概念を求める	196
	(1) 消費者の概念	196
	(2) 法律学における消費者概念	199
第2節	消費者保護の原点に戻る	203
	(1) 消費者保護の原点	203
	(2) 社会資源としての消費者	206
	(3) 懲罰的損害賠償制度の再検討	208
第3節	消費者私法の未来を考える	210
	(1) 消費者政策と経済政策	210
	(2) 消費者保護の第三の道を探る	213

消費者私法の比較法的研究
— 日中の比較を通じて —

